

第二節 林業と狩猟

一 林業

(一) 林業の歴史

沖永良部島は、森林面積が少なく西部に海拔二百四十六メートルの大山と中央に百八十八・六メートルの越山、南に竿津山（運谷山）がわずかにそびえ、これらを中心に丘陵地帯を形成している。

昭和五十八年三月末における本町の山林は二百七十四ヘクタールで全面積の六・七パーセントにすぎない。

しかもそのほとんどは天然性琉球松で、一ヘクタール当たりの森林畜積も五十一平方メートルと貧弱である。

このほか、二百八十六ヘクタール（全面積の六・九パーセント）の原野があるが、これには蘇鉄そてつが生育し、屋敷

の防風林と合わせて緑地を形成している。したがって本町の森林は、水源の涵養かんようや農作物の保護、自然景観の保全など二次的公益性が強い。

「沖永良部島郷土史資料」によると、藩制時代から森林資源の保護育成に力を注いでいたようであり、次の文がそれを説明している。

「杉苗の伝来（武山宮定・大正十年四月記）」

杉苗伝来の時代を考証する資料が乏しいため明確に知る事は出来ないが、杉苗と同時に伝来した鉢植の銀杏が庭園に移植されて明治十五年頃一抱え程も成長して居たと言う所より推察すればそう近い事ではなからう。

下平川に良実と言う者あり、鹿児島より帰国の折杉苗を持来りて大山に植えた。所がその結果甚だ良好にしてよく繁茂したので、人々伝え聞き、その穂を取りて所々に移植を試みた。人呼んで良実を「杉の親」といふ。

その子孫は、この杉の功によりて役所よりも優遇せられたもので、杉の親より何代目かの人は芦清良水窪の溜池を掘り、其の功により郷土格を頂いたものであ

る。大山なる所有地は、後竿入の時、御取上げになつたとの事であるが、此の子孫は杉差換の時は常に「穂取り手始めの役」を仰付けられたもので、或る年、大規模の造林計画あり、上下平川より人夫を出して諸所

方々に差付をなしたが中々の苦役なりし為め、人夫共は杉の親をうらみ、其の子孫たる穂取人に迫害を加えんとした事があったとの話である。

嘉永以前、杉苗の繁茂せし所を列挙すれば、内城島川 ○下城溝桁 ○上平川雪取 ○徳時山田 ○島尻文木 大杉股等にして杉林として立派なものでしたが、嘉永年間以後、詰役仮屋其他共有作造に使用のため濫伐を行ひたる為と其の陰樹なることを知らずして周囲の雑木の伐採せられるために次第に杉苗は類廃して了つた。後見聞役淵辺仲左衛門、大に造林に心を用い慶応二年寅十二月、山形横目等を召連れて杉穂を手取り類廃せし所に十分挿附けたるに島川雪取溝桁等は以前と異なる所なく繁茂した。

（注） 下平川良実（宅地は部落前面道路下辺）四代前の祖先、杉穂を持来り大山に挿植せしが嚆矢にして爾来諸所に挿植繁茂、島中至処の鴻益となりしかば

慶応年間頃掟格命ぜられ公益無御免となる。当時良実は五十余歳大正年間の杉本直杉の祖父なり。」

操担勁氏は「沖永良部島沿革誌私稿」で次のように述べている。

「慶応二年十二月、代官肝付郷右衛門代見聞役、淵辺仲左衛門山方横目等列伴杉穂手取りにて、内城島川、下城溝桁樋口、上平川雪取、徳時山田、島尻文木俣、大杉俣等へ充分挿付、最も発端は下平川中政（後姓杉本と唱す）四代前の祖徳之島より穂を取り寄せ大山へ挿付したと云ふ。繭平繁栄せしも嘉永以後詰役仮屋共有家屋造作方に伐採使用する而已ならず風屏となる雑木伐採せられし為、裏枯うらかとなり自然衰退に帰せり。伊延往還並松金比羅社殿内松は、文化年間代官太田築左衛門代金比羅通並松は、弘化年間代官和田平太代附役、山之内斉之進勸植付、以上松木は文久より明治末年の間風災の為め枯損。」

また当時の山林盗伐に対する処罰規定を見ると、島伊名重氏は「維新前に於ける本島之刑法及治罪並に民事訴訟法」で次のように述べている。

「第拾壹条、村の共有山林より樹木の枝を盗まれ、又盗伐せられ現行犯者を取押へたる場合には現品を没収し其上後日の盗伐を押へるまで其の山林の保護を命じ、樹木の多少に依り刑の軽重を論じ重き者は第廿參条の官有山同様の処分となす。」

第貳拾參条、山方横目は官有山より竹木を盗伐した者を山当りに現行犯押えられたる時は現品を没収し、且つ次ぎの犯罪者の見当るまで其山全部の保護を命じ、罪の軽重により徴役に服せしむることを得。

第貳拾四條、造林、竹木の植付方及び保護上に關し人夫を使用しむることを得。」

和泊町は森林が少ないためか、盗伐に対してはきわめて敏感であつたといわれ、藩政時代には一個方に山方横目二名、山番二名を置き総勢十二名をもつて三個方を受け持ち、水源涵養林、その他の取り締まりをしたという。

また、大正末期まで当該林地の立木育成保護のため、住民の用材、薪材、枯木の採取を禁じ、見締人を置いて監視させた。見締人にはその報酬として枯損木を薪木として採取させたり、部落内の夫役を免除するなどのほか、

心バシ」と言つて、戦争にも備えて各戸一本ずつは必ずハシゴを持つていたということである。

また、島の松のほとんどは天然性のものであつたが、町が学校の児童生徒に集めさせた種子を買い上げて播いたものもあつた。播き方は、マツカサから種子を取り出して散播する方法と、種子の入つているマツカサを長さ三メートルくらいの竹の先に挟んで方々に立て、風で飛散させる方法が行われていた。

昭和二十七年、当時の有川実一産業課長が越山の杉の実態調査をしたが、なぜか全部根元で曲がついて、まっすぐに伸びたものはなかつたという。

○なお、本土復帰後の昭和二十九年からは、復興、振興、振興開発事業および一般造林事業で植栽が進められてきたが、昭和四十年代に入つて農地開発が進み、森林面積は年々減少している。

○長浜のモクマオは、昭和三十三年に海岸砂地造林事業として植えられたものであるが、当時本町には林業技術者がいながつたため、鹿児島から高崎良昭氏を本町の林

地域住民の意向を尊重して、青年団、婦人会がその見締りに当たつた場合には報酬として、当該林地内の未立木地にカヤカ桑の植栽を許可し、その売り上げ代金はおのおのの基本金として積み立てさせるなどの方法で管理育成した。

なお、昭和元年以降は村予算に村有林見締人手当を計上し、それぞれの見締まり区域を区分して見締まりに当たさせた。盗伐者は最近まで見締まり人によつて役場に連行され、始末書を徴せられていたということである。

内城、池田内義氏（明治三十二年生）談

越山に明治初期に植えたと思われる根回り二メートル余りの大杉があつたが、昭和二十五年ごろ本土の人で手々知名に住む鈴木さんという人が買い取つて本土へ持ち帰つたという。また、昭和七年から八年にかけて村が徳之島宮林署から、イジュ、モツユクの苗木を取り寄せて瀬名の前山と越山に人夫を雇つて植えた。

植栽予定地の雑木は、縄を張つて区画を仕切り薪用として一般に競売した。同じころ、ハシゴ用材として杉の競売もしたが値段は一本一円五十銭だつた。当時は「用

業技手として迎えて行つたものである。高崎氏は昭和十二年から三十九年までの七年間、本町の林業振興にあたり、喜美留の笠石や国頭の砂葉の不毛の地に現在の見事なモクマオ林を育てたものである。

これらのモクマオが育つまでは、海岸近くの農作物は台風時の塩害がひどく、手々知名などの住宅、墓地には砂が飛来し、墓が埋まるなどの被害を受けていたが、現在ではこれが、防風防潮に大きな役割を果たしている。

○昭和四十一年の農業構造改善事業を皮切りに県営畑総



1 季節風のため砂に埋つた墓



2 砂の移動を防ぐ蘇鉄林（芳賀日出男氏撮）

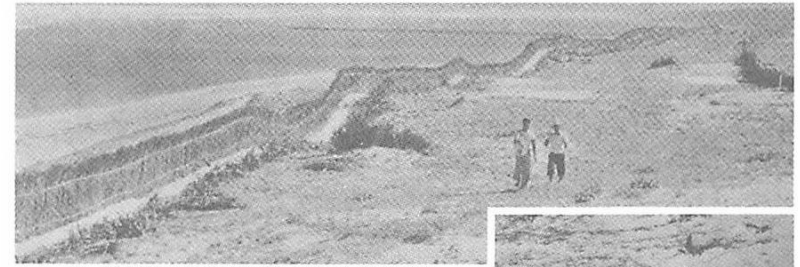
表1 和泊町北東部、南西部部落別森林所有者と非所有者の割合（見込みによる）

北東部部落	割合		南西部部落	割合	
	森林所有者	森林非所有者		森林所有者	森林非所有者
和泊	2	8	根折	5	5
和知	4	6	玉城	3	7
手々	2	8	大城	6	4
上手	3	7	皆川	6	4
喜美	1	9	古里	5	5
国留	1	9	内城	8	2
西原	1	9	後蘭	6	4
出花	2	8	谷山	4	6
畦布	3	7	仁志	5	5
伊延	3	7	永嶺	4	6
			瀬名	7	3

表2 町有林の推移

(単位：面積ha、材積m³)

	面積	材積	総計	立木地		竹林	無立木地	
				人口林	天然林		未立木地	更新困難地
42年	66.21	6,175	30.69	30.60		4.92		
47年	64.41	5,297	34.76	29.27			0.58	
57年 3月末	59.61	6,202	25.65	29.2			4.76	
			2,185	4,016				



3 砂よけの植林と垣根（須田昭義氏撮影）



4 砂よけの植林・リュウゼツラン



5 見事に生育したモクマオ（長浜）

事業や農家個々による農地開発で山林が減少し、台風や季節風による被害が出ている。このため町では苗木のあっせんや圃場整備と並行した防風林帯の設置を呼びかけている。

また緑は、人間の生活に不可欠の要素であり、豊かな緑を守り育てるため昭和五十五年には和泊町自然環境保全条例の制定や水資源涵養林の指定をし、また昭和五十七年には緑化意識の高揚を図るため、和泊町緑の少年団を結成した。

(二) 森林のつくりかた

1 町有林

森林の所有形態は次のとおりである。

町有林は官有林の払い下げによるもので、全島共有地から明治三十六年、連合村議会の議決によって和泊村ほか十七村戸長へ譲渡されたものからなっている。

内城、根折、西原、手々知名、和泊、玉城、永峯地区の山林は明治四十四年国有林払い下げによるもので国頭、畦布、和地区の制限林は三十四年十月、不要存置国有林払い下げによるものである。

2 学林地

児童の勤労教育と学校の運営資金造成のため、各学学校は学林地（町有）を持ち、高学年生全員で下払い作業をするなどその保護育成に当たり、終戦後は仮校舎用材としても広く利用された。各学校の学林地は次のとおりであった。

和泊校区―名川山（上手々知名）
 国頭校区―宇曾山（喜美留）
 大城校区―大城下田山
 内城校区―瀬名前山
 しかし、名川山、宇曾山は民間に払い下げられ、いまは畑になっている。

3 民有林

鹿児島大学農学部、山添精三氏は、その著「奄美群島における林野制度の研究③」で、沖永良部島の林政について次のように述べている。

「和泊町の森林所有者は総戸数の約四割、最大所有者は三ヘクタール程度で、平均面積は〇・三〇〇・四ヘクタールで規模が零細である。特に平坦地帯の北東部と山間地帯の南西部を比較した場合、森林所有者と非

表3 林野面積の推移

	総面積	林野面積	国有林				民有林									総面積に対する林野面積の割合	
			林野庁所管	官行造地	その他	計	針葉樹		広葉樹		竹林	無立地	更新困難地	その他	原野採草地		計
							人口林	天然林	人口林	天然林							
29年末						町	町		町		町			町	町	町	%
30年度末	4,148	528.12				15.78	471.87		32.33		13			8.01		512.34	12.7
31 "	4,148	528.12				—										612.34	12.7
32 "	4,148	528.12														512.34	12.7
33 " (ha)	4,144	524				16	468		32					8		508	12.7
34 "	4,144	524				16	468		32					8		508	12.7
35 "	4,144	524				16	468		32					8		508	12.7
36 "	4,144	541				—	460		67					14		541	13.1
37 "	4,144	541				—	460		67					14		541	13.1
38年10月	4,144	541					460		67					14		541	13.1
39年10月	4,144	541					460		67					14		541	13.1
40年10月	4,144	541					460		67					14		541	13.1
41年度末	4,144	495					420		54					21		495	12
42 "	4,144	495					420		54					21		495	12
43 "	4,144	495					50	363	38	23		13		8		495	12
44 "	4,144	495					50	363	43	23		8		8		495	12
45 "	4,144	495					50	363	43	23		8		7		495	12
46 "	4,144	403					3	326	38	26		3		8		403	9.7
47 "	4,144	404					3	326	38	26		3				404	9.8
48																	
49																	
50																	
51年度末	4,117	252					4	183	36	21		3		5		252	6
52 "							4	183	36	21		3		5		252	6
53 "	4,117	252					4	183	36	21		3		5		252	6
54 "	4,117	252					4	183	36	21		3		5		252	6
56 "	4,117	274					4.7	209.4	24.7	23.8	0.2	11.2	(4.45)			274	6.7

資料：大島支庁林務課・経済課（ ）は再掲

所有者の割合は対象的に異っている。

東北部では山林自体も少ないが、大部分の者が所有していない。従って、日常の燃料調達も困難で他人の山林から枯枝や落葉（主として松葉）を掻き取る。このため森林の自然肥料を奪い、養土の乾燥、飛散流亡で森林生成に及ぼす害は多いが、生活及び経済問題と密接な関係を持つから一般に私有林、公有林共に枯枝を取ることは黙認されていた。

（注）内城の池田内義氏によると、松林の多い内城方面から松の枯葉（カージタームヌ）を和泊に持って行くくと一オーダ（シユロ縄で編んだ八〇センチ立方ぐらいの網袋）二十五銭から三十銭で売れ、米が一升買えたという。

4 宇有地

町内のほとんどの字が宇有地を持っているが、面積、蓄積とも大したものがないのでその利用管理について特に規定はない。和泊町では蘇鉄、カヤの自生する原野状態のものが多く、当時はそれ〴〵一年間を区切って競売に付し、売上金は字の運営資金に充てていた。

蘇鉄の美、カヤは昭和三十年代まで、草は五十年代ま

で競売が行われていた。

5 蘇鉄山

蘇鉄の伝来について時代を考証する資料はないが、現在の蘇鉄の自生状況から推察すると相当古い時代から生えていたであろうことは容易に想像できる。

また畦布の森実文氏宅には樹齢七五十年と伝えられる大きな蘇鉄があり、畦布にはこれに類するものが多く存在することから沖永良部における蘇鉄発祥の地は畦布だという説もある。

蘇鉄は昔から島民の重要な食料として、また畑の防風垣、土地の境界樹として、その植栽が奨励されていたようである。

内城、池田内義氏によると、明治から昭和二十年ごろまで町が音頭をとり、町民は毎年旧正月までに一人三本以上植えるよう督促され、町ぐるみで増植に努めたものであるという。



6 樹齢750年の蘇鉄

植え方は、株分けしてきた蘇鉄の切り口を火で焼いてからすぐ植える方法と、切り出してきた蘇鉄を植え穴の側に放置しておいて芽や限が出てから植える方法（国頭地方）があった。後者の方が活着がよかったということである。

また、大正十年三月、仁志の武 玉吉氏の発意で赤水（アーミジ）一帯に、防風と増産の一石二鳥を目ざして蘇鉄を植えたこともある。

蘇鉄山は、その生育を促進し収穫を高めるため、毎年一回雑木の伐採など下払いをしていた。六月の開花時には雄花を取ってテイルに入れて持ち歩き雌花を探して人工授粉する。高い雌花に人工授粉するときは、長い竹棒の先端に「しやくし」か「かんづめかん」を取り付け、それに雄花を入れて行う。

一〜二月になると実が赤く熟れるので一斉に取り入れ、家や高倉の床下などに貯蔵しておき、農作業の暇をみてヤナブ押し切り機で二つに割って二〜三日の間日干しし、殻は拾い出してこれを燃料にする。実は乾燥させてから製粉し味噌の原料にしたり、かゆ、雑炊にして食べるほか、焼酎の原料としても広く利用されていた。

戦時中および終戦直後は食糧が不足したので幹も削って食べていた。

しかし、植え付けが奨励され重宝がられた蘇鉄も、最近は生活水準の向上で食糧としての利用はほとんどなくなった。

昭和三十年代に入って大型トラクターが導入されてからは、畦畔の蘇鉄が機械化農業の妨げになるということで奄美群島振興事業の中で「畦はずし事業」なる制度が設けられ、蘇鉄は除去させるようになった。

さらに、昭和四十一年以降は農業構造改善事業などによる圃場整備が町全域にわたって行われており、その植生は年々減少してきている。

6 竹林

沖永良部には数種類の竹があるが生活とかかわりの深いものは、シマデー、ガラデー、トデーである。以下その用途について述べる。

(1) シマデー（ほんぷいぢん）

繁殖力が旺盛で竹林を形成し、デーヤマ（竹山）と言えはこの竹林を指す。

かやぶき家の時代にはその用材（イチヤグ、フウー、

ユクワ・その他）として、また、砂糖たるや水くみおけのウビイ（輪）、薪結束輪、竹細工（ヒヤーギ、セーマグ、ハラ、セー、ユイ、テイル等）用材としても重宝であった。竹の子も一部利用されている。

(2) トデー（唐竹）

竹の子採りと天秤棒用材として、屋敷内や山の谷間などに植えられ越山周辺に多い。

竹の子は肉が厚く、味が淡白で夏場の野菜として現在でも重宝がられている。

内城、池田内義氏によると、昭和十五〜六年ころ湯がいて和泊へ持って行くと一斤（六百グラム）百円から百五十円で売れて一日に千円程度、年に二万円くらいの収入になったそうである。現在でも時期になると和泊の店で売られている。

成木は、肥かつぎ用のサシ、（天秤棒）、モッコの柄、ハシゴ、葬祭時の花筒等に広く利用されていた。

(3) ガラデー（真竹）

古くから自生していたと思われ、門松にはこの竹を用いる。主な用途は竹の子と庭ぼうきの材料であったが、昭和四十六年以降、輸送野菜のエンドウが栽培されるよ

うになってからは、その支柱材としての需要が増えていく。

(三) 林産物

1 建築用材

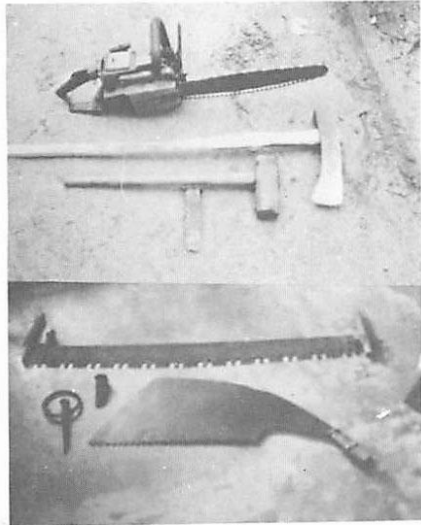
沖永良部は黒糖の産地であったので製糖用燃料や日常の自家用薪材の確保は重要な問題であったが、森林がないたため、用材、薪炭ともに需給の均衡はきわめて困難であった。

沖永良部島郷土史資料、南洲翁の和泊における流調中の文中に、文久三年五・六月のころ、鹿児島との連絡用として土持政照が船の建造に着手しようとしたとき、

「元來沖永良部島二民有トシテ樹木乏シク家屋建築ノ用材ノ如キモ其供給ヲ概テ大島沖繩地方ニ仰グノ実況ナルヲ以テ船材ノ如キハ官林ヲ除ケバ他ニ得ベカラズ是ヲ以テ政照ハ在番役山田平蔵ノ許ニ至リ官林ノ払下ヲ請フテ曰ク……」と記されていることからして、

昔から本町の木材資源の乏しかったことが想像できる。

したがって用材は古くは島の松、イジュ、シイ等を利用していたが足りず、沖繩のヤンバル、大島からの移入



7. 薪割り道具一上から
チェーンソー、大斧、チチ、イヤー、
横引き鋸（2人用）イヤー、カン、横引き鋸

の取り引きは終わった。
手々知名、青山 宏氏（昭和五年生）によると、昭和四十年代に入ってから農産物が盛んになり、山をひらいて畑を造成する人が増えて開墾予定地の木は無償でもらえた。
切り倒した木の搬出は、牛や自動車を用いたが、木を伐採するためのにわかづくりの道だったため、雨天のときは車がスリップして作業ができず、パルプ船を数日間も港に待たせることがあったという。
なお、切り出し道具も当初はユクビチノージ（横引き鋸）

表4. 和泊港における林産物移出入量（昭和31年7月～32年6月）

移出			移入		
種類	数量	仕向港	種類	数量	仕出港
木材	5.00 吨	名瀬（大島本島）	木材	1,325.33 吨	鹿児島
	3.88	茶花（与論島）		15.87	名瀬（大島本島）
計	8.88			3.09	古仁屋（徳之島）
ソテツ実	1.25	名瀬（大島本島）		0.20	亀徳（徳之島）
	0.20	平士野（徳之島）		0.15	平士野（徳之島）
	0.50	鹿浦（徳之島）		0.28	茶花（与論島）
計	1.95			132.84	油津（宮崎県）
ソテツ実	46.52	鹿児島	計	1,477.76	
	12.00	神戸	木炭	0.48	名瀬（大島本島）
	0.65	大阪		20.00	母間（徳之島）
計	59.17			20.48	

で賄っていた。現今ではほとんど本土からの杉材に依存している。
また、本町には製材所もなかったため（昭和二十七年、知名町が大山に製材所を開設したが、昭和五十一年閉鎖）、山から切り出した木はトノ（手斧）で削って柱、桁を製し、板はタテ引きのこ（幅四十七センチ、長さ五十五センチ）で挽き割って製していた。大きな木を挽き割るには四〜五日も要していたが、これは

だれにでもできるというものではなく、各字に一〜二人ヒーワーチ（木挽）専門の人がいて町内の需要に応じていた。

また、道路や車の発達していなかった時代は、切り倒した木の搬出は非常に困難を極め、学校の校舎に用いるリクバイ（けた・キヤクロ）の場合は二十数人で、サシ（竹製の天秤棒）を入れて曲がりくねった道を担いだり、あるいは牛に引かせて搬出していた。
切り出した木は腐食を防ぐため、溜池や川に一年以上浸漬することもあった。現在でも玉城のイーダミチには漬けたままの木が残っている。

2 パルプ材

昭和三十年から四十五年ごろまで、松を主体に鹿児島へ移出されていた。

沖永良部でパルプ材の切り出しを始めたのは、知名町の鎌田孝吉氏である。その後、川内の中越パルプが駐在員を派遣したり、種子島、大島からも業者が入り込んで状況を呈した。しかし、引き取り価格が立木石当たり三百〜四百円と安かったため、森林所有者はパルプ材として売却することを好まず、昭和四十五年ごろにパルプ材

で相当の体力を必要とした。また松の木は切り倒すときヤニ（樹脂）が付着して鋸が引けなくなるので、松葉で栓をした石油瓶を持ち歩き、ときどき鋸のヤニを落とし、落とすものである。

また、大木は鋸の背後から鉄製のイヤー（三角状の楔）を打ち込んで鋸を引きやすくしたものである。

3 薪材

電気、LPガスのなかった昔は、日常使う薪や製糖用の薪集めに大変苦労したものである。木や竹の枯れ枝、カジダムヌ（松葉）、蘇鉄葉、蘇鉄の実の殻、砂糖きびの搾りかす、大豆の茎、麦わら、粟穀、すすき、アダン葉など、燃えるものはなんでも燃料として使っていた。

山林のない人は、他人の山を立木買いして薪を割り自家用にしていた。また、農業の片手間に薪割りをする人もあって和泊のふる屋、酒屋、あるいは一般家庭用として薪を売却していた。

薪は二尺五寸束で、一束二十五円であった。また、ふる屋、酒屋用は粗割りで一束の本数は四〜五本、一般家庭用は細割りで十四〜十五本詰めであった。

また、山売りもなされ、二尺五寸束をピラミッド状に十束積み重ねたものと、四尺×八尺のバラ積みがあった。薪割り道具は、六〜七斤の大斧おのと鋸のこぎり、金槌きね、イヤール等を使っていた。

4 木炭

大正の末期から戦後まで、越山で炭焼きが行われ、いまでも窯跡があるという。

瀬名、市来武義氏（明治四十三年生）によると瀬名に上原小次郎という人がきて炭を焼いていた。上原氏は身長一メートル七十センチくらい、目がすこし不自由であったが、雑木山を立木買いで現場に窯を造って炭を焼いていた。

窯は、山の斜面に幅一メートル、深さ一メートル三十センチくらいの長方形の穴を掘り、下の方に水抜き用の小さな穴をあけた簡易なものだった。

窯の最下部に燃えやすい枯れ枝を敷き、その上に短く切った直径十センチメートル内外の原木を積み重ねる。枯れ枝に火をつけてから土を盛って密閉し一週間くらいして取り出す。出来上がった炭はアンペラ袋に入れて和泊や玉城のかじ屋へ持って行って販売していた。しかし、

炭窯が小さく旧式であることや技術の幼稚さ原木の質的なものもあって炭質は悪く、収炭率も低かったようである。

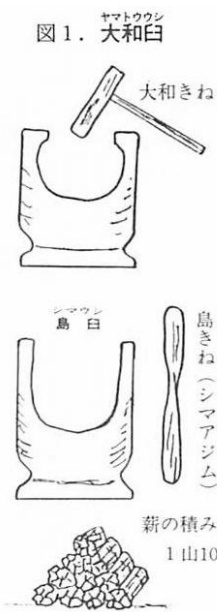
このほか、自家用に炭焼きをする人もいたが、その数はわずかなものであった。また、昭和二十九年から奄美郡島復興事業で改良窯の設置補助など木炭奨励が行われたが本町への導入はなかった。

5 木工製品

島の木を使った木工製品には次のようなものがある。下駄げた—材料には軽くて繊維の細いアサグル（ふかの木）がよく用いられた。正月が近づくと山へ行って木を探し、正月げたといって家族全員のために作っていた。

たんす—せんだんや楠の木が使われた。娘を嫁がせるときに自分の山から大きなセンダンの木を切り出し、縦引き鋸たてひきのこぎりでひき割って自給した家庭もあった。

ウシうし（臼）—シマウシ（島臼）、シマアジム（島きね）、ヤマトウウシ（大和臼）、ヤマトウアジム（大和きね）があり、松がほとんどだったが、椎の木もありそれは値段が高かった。



島臼は主に味噌みそつき、大和臼は米つき、モチつき等に用いた。

このほか、豚のトローニ（飼槽）があつたがこれもほとんど島の松を使っていた。

6 その他の林産物

(1) ミシグイ（きくづげ）

昔から屋敷内外のガジュマルやアコウの木の枯れ木に自生したものを食べていたが、昭和五十一年にその自給率の向上を図ろうとして町が菌打込機を町民にあつせん、一部では採取も行われたが、採算性が悪く普及しなかった。

現在は、南栄糖業株式会社が昭和四十九年に開発した砂糖きびのバカスを菌床にしたきくづげ栽培が成功し、沖永良部島の特産として脚光を浴びている。

(2) シシムシ（しめじ）

山林開発の進んでいなかった昭和三十年代初期までは、松林に多く発生し、調理用として食卓をにぎわしていたが現在では松林の減少と栽培茸類たけのこ（しいだけ・きくらげ・その他）の出回りで採取する人もなく、食卓に上ることはほとんどなくなった。

(四) 森林の保護・育成

1 松食い虫駆除

古くから沖永良部島にも松食い虫が確認されていたが松が枯れるような被害はなかったようである。

本町で松食い虫の被害がまんえんしたのは、昭和五十二年の沖永良部台風後である。災害復旧のために本土から移入した木材と一緒に侵入したとの説もあるが定かではない。昭和五十三年、名川山ナカガハで数本発生したのが最初であるが、年を追うごとにその被害が町全域に及び、美しい松の緑が急減しつつある。

町でもその対策として、急きょ駆除費を計上したほか昭和五十五年からは県費も導入して、地域住民の協力を

表 5. 松食い虫防除事業実施

年度	53	54	55	56	557	58
被害量 (m ³)	78	309	1,727	1,700	1,507	1,819
事業費 (千円)	639	2,658	14,516	17,823	18,753	22,077



8. 松食い虫被害木の伐倒焼却 (57年)

得ながら駆除に当たった。しかし、伐倒焼却という原始的な駆除方法であったためその発生に追いつけず、次から次へと広がって、松林は秋の紅葉を思わせるような惨たんたる状況となった。

このため町では、町のシンボルである越山の緑だけは何がなんでも守り抜きたいという考えから、昭和五十七年に初の航空防除を試みた。

その結果は良好で、その後も続けているが、まだ完全に撲滅するまでには至っていない。したがって今後は、

者はいない。墓の跡らしきものも見当たらなかった。

現在ではその多くが開墾され、農作物が植えられたり、建物が建ったりしている。

2 ヤナ山、ヌギドウクル

前述のフヂ子山に類似した所で、幽霊が出るとか、白豚が出るとか、人のうめき声や動物の鳴き声が聞こえるとか、道を迷わす所とか、あの人は〇〇山に入っただうこうなつた等々の個所が町内にある。

例えば、宇曾山(喜美留)、一本松(玉城)、ジユタロー^{アジ}辻(瀬名)、ターシキマタ(後蘭)、マドウルヌチヂ(根折)等がある。これらは迷信だったろうか。

二 狩 猟

昔は食料を得るために狩猟が行われ、狩猟が人間生活の大部分を占めていたようである。その後、農耕生活が進むにつれて、遊びの要素が加わってきた。

我が国の狩猟制度は、明治六年に制定された「鳥獣規則」がその始まりである。社会情勢の変化で、工場、住宅地帯の増加、開墾、山林伐採、農薬の普及などのため

緑化と水資源涵養^{かんよう}のため病害に強い樹種の選定とその植栽が待たれている。

2 森林組合

昭和八年に森林組合があつたといわれるが証明する資料がない。昭和三十二年になって町内の山林所有者からなる和泊町森林組合が組織された。

組合では、奄美群島復興事業による長浜、国頭、西原半崎等のモクマオを植栽した。(苗は竜郷町の林業試験場から導入)。しかし、昭和五十二年林地の開発が進んだことなどにより組合は解散した。

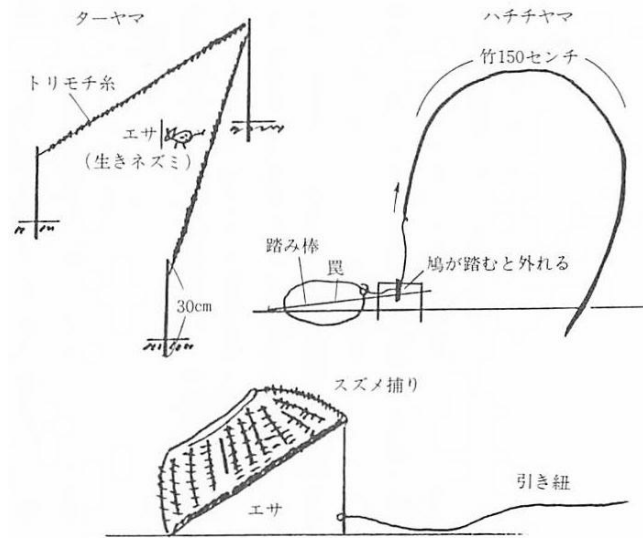
(五) 禁忌

1 フヂ子山

フヂ子山という小さな森が町内随所にある。伝え聞くところによると、この森は癩病^{かぶつ病}にかかった人を葬った所で、そこに入るとフヂ子(癩病)になるといつてみんながら恐れられていた。

人が立ち入らないせいか、牛の餌になるアコウの木などがよく繁茂していたので、草刈りに入った若者もおり、また鳥の巣を取りに入った子供もいたが癩病にかかった

図 2. 狩猟具



に鳥獣の生息環境が悪化し、また、銃器の性能および狩猟技術の向上で鳥獣が減少の一途をたどったため、昭和三十八年に狩猟法の一部を改正し、法律名も「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に改め、新しく都道府県ごとに鳥

獣保護事業計画や狩猟免許制度に大幅な改革が行われてきた。

さらに、昭和五十年には狩猟鳥獣の除外、狩猟法の制限狩猟期間の限定等の措置がとられ、また昭和五十三年にはこの法律が、鳥獣保護の充実、狩猟者資質の向上および秩序ある狩猟の確保を主眼として改正され、狩猟免許制度の導入、登録制度の導入など整備されて現在に至っている。沖永良部には、猪いのししなどはいないが、雉鳩きじばと、鴨などの鳥類を対象とした狩猟は昔から行われている。

(一) 狩猟のしくみ

1 ハチチヤマ

竹の反発力を利用した猟法で、直径一センチメートル、長さ一メートル五十センチくらいの青竹を曲げ、罾わなの付近に餌をまき、鳥が罾の中の棒を踏んだ瞬間、足が縛られる仕掛けになっている。カラバートウ（雉鳩）、ヤマシチ（山鷓やましち）、フミル（鷓ばん）が対象である。
なお、鷓の巣を発見し、卵をとるときは、全部とってしまわずに、一個だけ残しておく、鷓は次々と卵を産むので四〜五日ごとに行つて卵をとって食べたものである。

(二) 猟銃と有害鳥獣の駆除

和泊、肥後久高氏と、手々知名、村山晃氏は次のように語った。

「沖永良部島で銃による猟が行われるようになったのは大正十一年からで、和泊の肥後徳仁、手々知名の源志乃氏などがその始まりである。当時、猟銃を持つことは金持ちの道楽と言われ、所持する者も少なかった。水田やため池の多い時代だったので飛来する鴨かもも多く、どこそこに鴨が降りているから、とみんなが知らせてくれたものだった。

また、与和の海には何百羽と飛来することがあったが、この鴨は、夕暮れになると必ず内陸部へ移動するので、昼間その群れを確認してから、夕方五時過ぎに鴨の降りそうな場所を探して待機していた。ため池や水田に羽が逆さに浮いている所は、昨日降りた所であり、その晩も降りる確率が高かった。

猟をする人は、鴨に気付かれないように、かやで小さな小屋を造り、その中に潜んでいた。また、鴨はきゅう覚が鋭く、風上から行くと人間のおいをかぎつけて飛

2 ターヤマ

鷹たかが遠くの木の枝に止まっているのを発見したら、モチの木のモチを塗った糸を三十センチくらいの高さに三角状に二面に張り、中央に抜歯した生きた鼠ねずみの足を紐で縛つておく。鼠を食べようと思つて羽を広げて降りる鷹に糸のモチが絡まり、飛べなくなったところを捕まえる。

3 雀捕り

かやぶきの屋根、特に米を貯蔵してある高倉には雀が群がり、巣を作っていた。夕刻雀が巣に入ったところへはしごで登り、手で捕んだり、軒先の場合はメリケン袋を二メートルくらいの竹の先に取り付けて手でつつき、袋の中へ飛び込んだところを捕まえる。

昼間は、大きなざる（ヒヤギ）の片方を竹棒で支え、ざるの下に餌をまき、それを食べに雀が集まったときに、あらかじめ竹棒に結んでおいたひもを一気に引いてザルを落とし中の雀を捕まえる。

4 鴨釣り

糸のついた釣り針に、芋の餌をつけて地上に投げかけていて捕まえる方法である。

び去つたり、降りかけた鴨もそのまま飛んで行くものであったという。

待ち撃ちといつて、暗くなると銃身が見えないので、銃先にゴムひも、脱脂綿などを結んで目印をつけていた。一日に鴨五〜六羽、雉鳩十羽以上も捕れることがあり、胴体にひもでぶら下げて持ち歩くものであった。

昭和四十年代に入つてからは猟銃の所持者も十数名に増え、猟友会を結成して現在に至っているが、当時は沖永良部島に銃砲店がなく鹿児島から購入していた。

火薬などは鹿児島通いの定期船の船員に狩猟免許証を持たせて購入させ、下りのときに沖泊まりの本船まで行つて受け取るという方法を講じていた。台風などで船が欠航し銃弾がないときは、溶接用のハンダ棒を溶かして五ミリくらいに刻んで角をヤスリで削り、あるいは空き缶で擦り丸めて自分たちで作っていたという。

○ 有害鳥獣（鳥など） 駆除

昭和三十五年ころから鳥かかしによるパイナップルの被害が開始されたため、町は鳥駆除のための予算を計上し、猟友会に依頼して一羽五十円で買い上げる措置を講じたが、焼け石に水で鳥は増える一方、その被害は他の農作

物（すいか、きゃべつ、ゆり）にも及んだ。

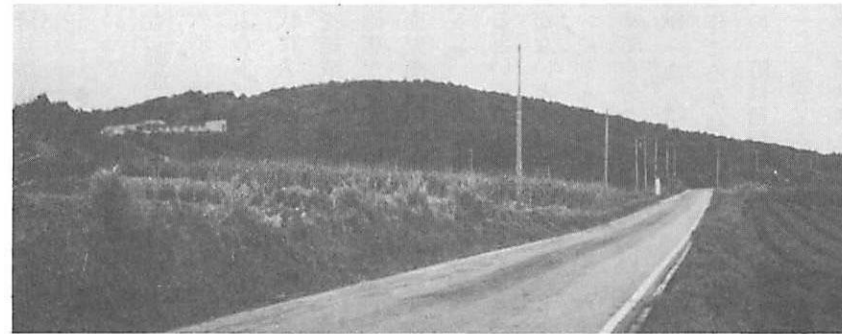
そのほか、養豚場や養鶏場にも現れ、ひどいのは生まれたばかりの子豚までも持ち去るという被害が出るまで至った。また、最近では畑に持参した弁当や耕耘機やトラクターの油さし、時にはオートバイやトラクターの袋に入れてある車の運転免許証まで持ち去るという被害が出てきた。

鳥対策については、全国的にその駆除に頭を痛めているようである。町議会でも度々論議されているが、これといった決め手がなく、昭和五十六年には一羽五百円、五十八年には一羽千円で買い上げるといふ苦肉の策をとっているのが実態である。

しかし、鳥といえどもいつでも撃つてよいというものではなく、猟銃を使用する場合は有害鳥獣駆除の申請をして県知事の許可を受けなければならない。

(三) 雉きしの放鳥

鳥獣の積極的な保護増殖を図るため、町では昭和四十七年から五十八年まで越山を中心に雉を放鳥し、また五十五年に越山一帯を鳥獣保護区に指定した。



9. 鳥獣保護区（根折方面から越山を望む）